

委員会提出議案第2号

国民宿舎関ロジに関する決議の提出について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成27年3月26日提出

提出者

議会運営委員会委員長 櫻井清蔵

亀山市議会議長 前田稔様

別紙

国民宿舎関ロジに関する決議

国民宿舎関ロッジに関する決議

関ロッジは、旧関町時代の昭和42年12月に国民宿舎として開業、合併後も新亀山市に引き継がれ、平成19年の耐震診断の結果、耐震補強が必要と診断された。

その後、市は平成19年に設置された関ロッジ在り方検討委員会での協議や、市議会の公営企業経営問題特別委員会からの提言等を踏まえ、平成24年6月に関ロッジの指定管理者制度への移行を決定し、同年12月には、指定管理者として（株）エムアンドエムサービスを選定し、平成25年7月1日から平成30年3月31日までの5年間の指定管理に係る基本協定を締結した。

しかしながら、平成25年12月には、早くも指定管理者から指定管理取り消しの申し出があり、この時は協議により、平成26年度は指定管理を継続することとなったが、1年後の平成26年12月に、再度、指定管理取り消し等の申し出があった。

この申し出を受け、市と指定管理者の間で協議を行ったが、平成27年3月5日に市は、条件付きでの指定管理取り消しを通知する事態となった。

市議会としては、2度にわたる指定管理取り消しの申し出に対して、様々な意見を述べてきたが、今回の事態に至ったことを重く受け止め、今後の対応及び再発防止に向け、市に下記のとおり取り組むよう強く求めここに決議する。

記

- 1 関ロッジの指定管理取り消しに至った経緯を全て明らかにするとともに、その原因を十分に検証すること。
- 2 指定管理取り消しの再発を防止するため、指定管理者制度を導入している全ての公共施設について、基本協定書や業務仕様書の全面的な見直しを行うこと。
- 3 1及び2の結果について、それぞれ速やかに市議会に報告するとともに、今後、市政の重要な案件については、早い段階から市議会に詳細な報告を行うこと。

平成27年3月26日

亀山市議会